

# いじめ防止基本方針に基づく本校の取組について

北海道旭川養護学校 令和7年(2025年)8月

## 1 本資料について

本資料は、旭川養護学校いじめ防止に基づく取組について、保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 2 「いじめ」について

以下のことが「いじめ」に該当します。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる



### ～いじめの定義～

「『いじめ』とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。」と定義されております

## 3 本校の対応について

### 未然防止のために

- 幼児・児童・生徒の状況把握
- 分かりやすい授業づくり
- 特別活動、道徳教育の充実
- 教育相談の充実
- 情報教育の充実
- 人権教育の充実
- 保護者・地域との連携

### 早期発見のために

- 情報の収集
- 相談体制の確立
- 情報の共有



## 組織的対応に向けて

### いじめ防止委員会

- 学校いじめ防止基本方針の作成・改善・点検・見直し
- 校内研修会の企画・立案・実施
- アンケート調査の実施
- 調査結果の分析、報告の整理
- いじめが疑われる案件の確認
- 指導・支援方針の協議

→  
緊急対応が必要な場合

### 緊急いじめ 対策会議

## 4 重大事態について

### ◎重大事態とは

- (1) 幼児・児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - 幼児・児童・生徒が自殺を企図した場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 高額の金品を奪い取られた場合
- (2) 幼児・児童・生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合
  - 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - 一定期間、連續した欠席がある場合
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたと申立てがあったとき



### ◎重大事態の時の報告、調査協力

上記のような状況が確認された場合、学校は重大事態と判断し、上川教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力して対応を進めます。

幼児・児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。

## 5 相談窓口について

子どもことで何か気になることがありましたら、まずは本校の学級担任や学部主事等にご相談ください。

以下は、旭川市や北海道、文部科学省の相談窓口になります。

**旭川市のいじめ相談について** ※詳しくは旭川市Webページをご覧ください。  
相談場所：旭川市10条通11丁目 旭川市子ども総合相談センター内  
相談時間：午前8時45分から午後5時15分まで 月曜日から金曜日まで  
電話番号：0120-126-744（フリーダイヤル）

**北海道のいじめ相談について** ※詳しくは北海道教育委員会のWebページをご覧ください。  
相談場所：子ども相談支援センター（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階）  
電話番号：0120-3882-56（フリーダイヤル） ※24時間対応しています。  
メール相談：[sodan-center@hokkaido-c.ed.jp](mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp) ※返信には時間がかかります。

### <子供のSOSの相談窓口>

文部科学省ウェブサイトでは、下記のような、性犯罪・性暴力、不登校など、お困りごとに対応可能な窓口を一覧化しています

